

鎌倉市公告第 570 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法 20 条第 1 項の規定により、都市計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項及び都市計画法施行規則第 12 条の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年（2025 年）11 月 12 日

鎌倉市長 松尾 崇



- 1 都市計画の種類及び名称
鎌倉都市計画住宅市街地の開発整備の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
鎌倉都市計画区域の区域
- 3 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課及び鎌倉市まちづくり計画部都市計画課